

宇都宮市なら東京圏に新幹線で通えます補助金
 (宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金)

よくある質問集

～ 目次 ～

- P1～ I 補助対象について
 P3～ II 申請について
 P5～ III その他、要件等について

I 補助対象について

Q1 在来線で東京圏に通勤（通学）しているが、補助の対象となるか

A1 補助の“対象外”となります。
 在来線と新幹線を併用している場合は対象となります。

Q2 新幹線を利用して東京圏に通勤（通学）しているが、定期券の購入ではなく、都度、特急券を購入しているが、補助の対象となるか

A2 補助の“対象外”となります。
 定期券の購入及びその証明が必須の要件となります。ただし、小学生については、新幹線の定期券がないことから、証明方法が異なりますので、別途、事務局にお問い合わせください。

Q3 新幹線を利用し、東北方面に通勤（通学）しているが、補助の対象となるか

A3 補助の“対象外”となります。
 東京圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）に通勤（通学）している方のみが補助制度の対象となります。

Q4 副業に伴う通勤や、学習塾に通うために新幹線利用を含む定期券を購入した場合、補助の対象となるか

A4 補助の“対象外”となります。
 通勤者については、企業等の雇用保険の被保険者である従業員
 通学者については、学校教育法に規定される学校、専修学校（一般課程を除く）等に通学する学生が対象となります。

Q5 過去に東京圏に通勤（通学）していた期間は補助の対象となるか

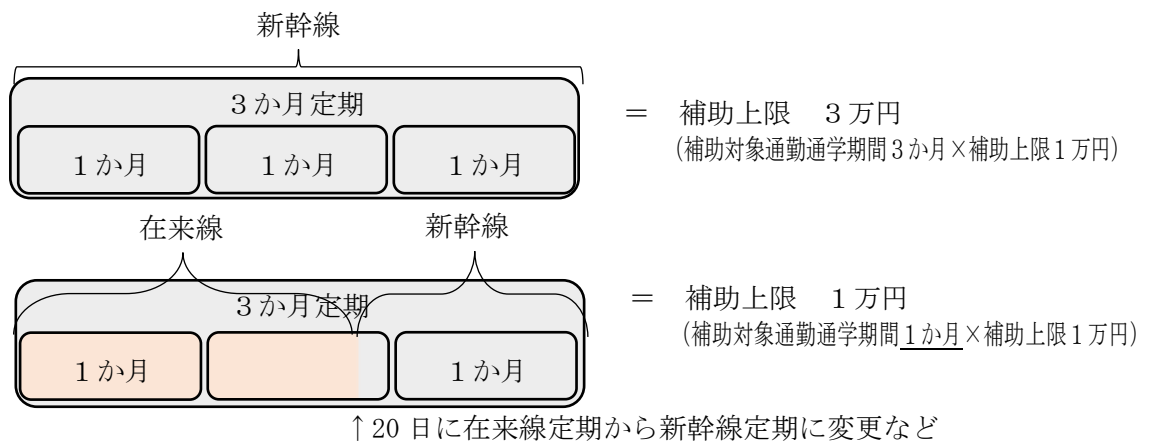
A5 補助の“対象外”となります。
制度創設の令和5年4月1日以降の通勤（通学）が補助の対象となります。

Q6 テレワークを中心とした就労形態であり、必要に応じて東京圏にある会社に通勤しているが、補助の対象となるか

A6 補助の“対象外”となります。
東京圏の企業等に週の勤務日の過半以上通勤していることが条件となります。

Q7 在来線で通勤（通学）していたが、年度途中で新幹線を利用した通勤（通学）に変更した。補助の対象となるか

A7 補助の“対象”となります。
新幹線の定期券を利用した通勤（通学）の期間について申請が可能です。
ただし、通勤（通学）の期間が月の日数の過半に満たない場合は、使用期間として認めないことをご承知おきください。



Q8 以前より宇都宮市に住み、東京圏に新幹線を利用して通勤（通学）しているが、補助の対象となるか

A8 令和5年4月1日以降の通勤（通学）に伴い発生した費用が補助の対象となります。

また通勤する方については、令和5年4月1日以降に宇都宮市に移住した方が補助制度の対象となりますのでご注意ください。

（申請日の属する年度の末日において、学校等の卒業見込み、又は卒業後3年以内の者で、29歳以下である「新卒者」についてはこの限りではありません。）

本制度は移住や定住を促進するための施策として構築し、本市に住み続ける行動変容を促すことを目的としていることから、ご理解ください。

Q 9 JR宇都宮駅からの通勤（通学）しなければ対象とならないのか

A 9 JR鶴田駅やJR岡本駅、JR雀宮駅などから在来線を乗り継いで新幹線を利用した場合でも補助の対象となります。

Q 10 通学している専門学校が、「宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金交付要綱」の第3条第1項第3号にある「学校等」に当てはまるかがわかりません。どのように調べたら良いか

A 10 各学校にご確認いただくか、下記ホームページをご参照ください。
（参考）専修学校・各種学校一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

II 申請について

Q 11 定期券を購入した証明書（定期券の券面の写しや領収書など）を保管していないが、通勤（通学）期間の証明書を添付することで補助の申請を行うことは可能か

A 11 定期券を購入した証明書がない場合、申請の受付はできません。

Q 12 定期券の券面の写しを保管しておらず、定期券をクレジットカードで購入したため、「クレジットカードご利用票」を保管しているが、定期券を購入した証明書として扱うことは可能か。

A 12 証明書として“扱うことが可能”です。

「クレジットカードご利用票」の場合、購入者や定期券利用者の氏名、定期券の区間などがわからないことから、「購入したクレジットカードの所有者がわかる資料（クレジットカードの券面の写しなど）」及び「クレジットカードご利用票の金額と同額の定期券を所有していることがわかる資料（現在使用中の定期券の券面の写しなど）」を併せてご提出ください。

Q 13 定期券購入前に申請することができるのか。また、定期券更新の都度申請が必要なのか

A 13 定期券の有効期限の最終日以降、同最終日が属する年度末までが申請期間となるため、定期券購入前に申請することはできません。

また、定期券を購入した証明書を保管いただける場合、年度末に1年分の申請をいただくことが可能です。

Q 14 通学定期券を保護者が購入している場合、子どもが18歳を超えていても、保護者が申請することは可能か

A 14 保護者が申請することも可能です。

申請者が保護者になる場合には、振込先は保護者名の口座をご指定ください。

Q15 継続して申請する場合、全ての書類を用意する必要があるのか

A15 年度内の継続申請については、下記3点の申請書類を提出してください。

※その他の書類も提出いただく可能性があります。

- ①東京圏通勤・通学支援補助金交付申請書兼請求書
- ②定期券の表面の写し又は購入した定期券の区間、有効期間、金額等が確認できるもの。
- ③「就業証明書兼通勤手当支給証明書」又は「学校等に在学することを証する在学証明書」

Q16 「学校等に在学することを証する在学証明書」は学生証の写しでも良いか

A16 年度内の初回申請にあたっては、学校等が発行する在学証明書をご提出ください。年度内の継続申請にあたっては、学生証の写しのご提出でも問題ありません。

Q17 夫婦共に東京圏の企業に通勤しているが、それぞれ申請することは可能か

A17 それぞれ申請いただくことが可能です。

1世帯に対する申請の上限はありません。

ただし、本補助制度の申請前5年以内に「移住支援金」の申請者として支援金の交付を受けている場合には、本補助制度を利用いただくことはできません。

Q18 モバイル Suica で定期券を利用しているが申請することは可能か。

A18 申請いただくことが可能です。

モバイル Suica の利用者がわかるよう、モバイル Suica のアプリ内で名称を登録いただき、区間、有効期間、金額等が確認できる画面を複写し、申請書類等と併せて提出してください。

Q19 補助制度は先着順なのか

A19 申請をいただいた方から順次、補助金の交付を行います。

申請いただいた全ての方に対し、補助金の交付を行えるよう、可能な限り、財源の確保に努めていきたいと考えておりますが、本事業については、予算に上限があることから、補助要件を満たしていても補助をご利用できない可能性もありますのでご了承ください。

Q20 何年間補助制度を利用することができるのか

A20 通勤者については最大3年間（初回申請から連続した3年間）、通学者については学校等が定める修業年限を超えない範囲で申請いただくことが可能です。

Q21 申請はどのように行えばいいのか

A21 必要書類を直接または郵送にて市へご提出ください。

ただし、令和6年3月30日（土）及び31日（日）が閉庁日となりますので、令和6年3月29日（金）必着で宇都宮市人口対策・移住定住推進室へ提出してください。

また、令和6年3月29日（金）までの郵送が困難な場合は、事前に宇都宮市役所人口対策・移住定住推進室へご相談ください。

[送付先]

〒320-8540 宇都宮市人口対策・移住定住推進室宛
所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階
電話番号：028-632-2115

※8月中には電子申請
を行えるよう改善を
図る予定です

Q22 地区市民センターや出張所にて申請書類の受取や申請を行うことは可能か

A22 地区市民センターや出張所にて申請書類の提供や審査などは行いません。

申請書類は市ホームページよりご取得いただき、申請については、宇都宮市人口対策・移住定住推進室に申請してください。

Q23 定期券の期間が年度を跨いでしまう場合（3月及び4月が期間に含まれる定期券）、年度内に申請することは可能か

A23 年度内に申請することは“できません”。

定期券の有効期限の最終日以降、同最終日が属する年度末までが申請期間となることから、次年度の申請対象となります。

ただし、次年度における本補助事業の実施については、本市予算の議決等により決定することから、補助の実施について確約するものではありません。

III その他、要件等について

Q24 本補助制度と他の補助制度は併用できるのか

A24 「フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」や「マイホーム取得支援事業補助金」など、他の補助制度を併用いただくことが可能です。

ただし、本補助制度の申請前5年以内に「移住支援金」の申請者として支援金の交付を受けている場合には、本補助制度を利用いただくことはできません。

Q25 大学在学期間に補助制度を利用していたが、卒業後、遠方での就職が決まり、市外へ転出することになった。補助制度を返還する必要があるのか

A25 本補助金の交付決定日から3年以内に市から転出した場合本補助金を返還いただきます。ただし、就職後、遠方への転勤を命ぜられた場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないことから、転出する際には、事前に事務局へご相談ください。

Q26 高等学校在学期間に補助制度を利用していたが、卒業後、大学進学先が遠方となり、市外へ転出することになった。補助制度を返還する必要があるのか

A26 本補助金の交付決定日から3年以内に市から転出した場合本補助金を返還いただきます。

保護者の転勤など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないことから、転出する際には、事前に事務局へご相談ください。

Q27 申請の初年度、新卒者の要件に該当し、29歳で補助を受けた場合、最大3年間（初回申請から連続した3年間）補助を申請することができるか

A27 「新卒者」の要件を満たせるのは29歳までであることから、同要件で申請することは“できません”。

ただし、通勤者の要件を満たせる場合には最大3年間（初回申請から連続した3年間）の範囲内で申請することが可能です。

Q28 通勤補助を利用していたが、諸般の事情で休職することになった。休職期間中は最大3年間（初回申請から連続した3年間）に含まれるのか

A28 休職期間中も最大3年間（初回申請から連続した3年間）に含みます。

ただし、企業等が就業規則に定める産休・育休の場合は期間に含みません。

Q29 令和5年4月1日以降に移住をしたが、数年後に東京圏の企業に転職し、通勤することになった。補助を受けることができるか

A29 最大3年間（初回申請から連続した3年間）の範囲内で申請することが可能です。

Q30 申請当初は自治会に加入したが、年度途中で脱退した。継続申請を行うことは可能か

A30 継続申請を行うことは“できません”。

虚偽や重大な錯誤のある申請を行った場合、本補助金を返還いただきます。

Q31 補助対象エリアである「居住誘導区域」の調べ方は

A31 (1) 宇都宮市ホームページに掲載の「宇都宮市まちかど情報マップ」をご覧ください。

ア. スマートフォンからの検索方法

(ア) 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上の操作ツールから

→「マップを指定して開く」→「マップ切替」の選択メニューから、下の方にある「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択

→「地図を見る」

(イ) 地図が開いたら、画面左上の操作ツールから「住所から探す」を選択

し、キーワード検索欄に補助対象の住所を入力の上「検索」

→すぐ下に表示された住所右側の「地図」

(ウ) 地図上の該当箇所が水色，ピンク色，オレンジ色に一部でも含まれていれば該当

イ. パソコンからの検索方法

(ア) 宇都宮市公式ホームページから「宇都宮まちかど情報マップ」を開き，左上「利用内容」→「地図を見る」

(イ) 地図が開いたら，画面左上の操作ツールから→「地図切替」→「マップ切替」の選択メニューから，下の方にある「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択→「表示設定」→「施設と区域の情報」からオレンジ色の「居住誘導区域」のみを選択

(ウ) 画面上「住所から探す」を選択し，キーワード検索欄に補助対象の住所を入力の上「検索」

(エ) 住所地がオレンジ色「居住誘導区域」に一部でも含まれていれば該当

(2) 宇都宮市役所 1 1 階の NCC 推進課の窓口でも確認することができます。

[お問合せ先] 宇都宮市 NCC 推進課 拠点形成グループ

所在地：宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号 市役所 1 1 階

電話番号：028-632-2563

Q32 申請から補助金の支払いまでどのくらいかかるのか

A32 2～3 か月程度での補助金受け取りをご想定ください。

毎月月末までに提出いただいた申請を翌月一括審査いたします。

審査にあたっては，住民であることや滞納がないことの確認など，他機関への確認も伴うことから，1 か月程度要する見込みであり，審査終了後，交付決定・支払い手続きなどを速やかに行う想定です。

申請件数が多くなる時期など，審査や交付手続きに時間を要することも想定されることから，2～3 か月程度での補助金受け取りをご想定ください。

なお，交付を決定した際には，改めて通知でお知らせいたします。